

上野事務所ニュース

令和7年11月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

通勤手当の非課税限度額引上げについて

マイカー通勤者の非課税限度額が引上げられました。令和7年11月20日以後に支給日が到来する給与では、改正後の非課税限度額を適用してください。改正後の非課税限度額は次のとおりです。

通勤距離片道	改正後	改正前
55 km以上	38,700 円	31,600 円
45 km以上 55 km未満	32,300 円	28,000 円
35 km以上 45 km未満	25,900 円	24,400 円
25 km以上 35 km未満	19,700 円	18,700 円
15 km以上 25 km未満	13,500 円	12,900 円
10 km以上 15 km未満	7,300 円	7,100 円
2 km以上 10 km未満	4,200 円 (変更なし)	
2 km未満	全額課税 (変更なし)	

この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。但し、以下の通勤手当は改正後の非課税限度額は適用されません。

- ① 令和7年3月31日以前に支払われた通勤手当
- ② 令和7年3月31日以前に支払われるべき通勤手当で同年4月1日以後に支払われるもの
- ③ ①または②の通勤手当の差額として追加支給されるもの

なお、令和7年11月19日までに支払われたものについては、遡って税額の再計算を行う必要はなく、今年の年末調整の際に、改正後の非課税限度額を適用した場合に過納付となる税額を精算します。対象者の年末調整を行う際には、注意が必要です。

国税庁が公表している資料をもとに今回の改正に関する内容を Q&A 形式でご紹介します。詳細については、税務署または税理士先生にご確認ください。

Q1:給与規程に従って、令和7年4月10日に令和7年3月分の通勤手当を支給している場合、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A1:適用されます。令和7年4月10日が支給日であり、「令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当」に該当しますので、改正後非課税限度額となります。

Q2:給与計算の間違いにより、令和7年11月10日に支給するはずだった令和7年10月分の通勤手当が支給されていませんでした。未払い分の通勤手当を令和7年12月10日に支給した場合、改正後の非課税限度額が適用されますか。

A2:適用されます。令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当を令和7年11月20日以後に支給することになるため、改正後の非課税限度額が適用します。

Q3:令和7年10月31日に退職した従業員に対して、すでに源泉徴収票を交

付していますが、非課税限度額が改正されたことによって、何か対応は必要となりますか。

A3:退職された方に支払っていた通勤手当が、改正前の非課税限度額以下である場合には対応は不要です。但し、改正前の非課税限度額を超える通勤手当を支払っていて、改正後の非課税限度額を適用することで非課税となる金額が生じる場合には、源泉徴収票の再交付が必要です。この場合、源泉徴収票の「支払金額」欄には、新たに非課税となる通勤手当の金額を除いた金額を記入し、「摘要」欄に「再交付」と表示したものを作成する必要があります。

衛生管理者について

職場における労働者の健康障害を防止するため、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、その事業場専属の衛生管理者を選任し、所轄労働基準監督署へ届出をしなければなりません。常時雇用される労働者の人数は、正社員、契約社員、派遣社員、パート、アルバイトなど、雇用形態や所定労働時間の長短に関わらず、その事業場で働いている人すべてが含まれます。

衛生管理者は、毎週1回以上作業場を巡視し、事業場内において設備や作業方法、衛生状態に有害の恐れがあるときには、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じ、労働者の健康管理や衛生教育を行います。選任すべき衛生管理者の人数は事業場の労働者数に応じて決められています。

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者の数
50人以上 200人以下	1人
200人を超え 500人以下	2人
500人を超え 1,000人以下	3人
1,000人を超え 2,000人以下	4人
2,000人を超え 3,000人以下	5人
3,000人を超える場合	6人

衛生管理者となるためには、原則として衛生管理者免許の取得が必要です。免許には、第一種と第二種があります。第一種は、全ての業種で衛生管理者になることができますが、第二種は有害業務と関連の少ない一定の業種（情報通信業、金融・保険業、卸売・小売業、医療業、サービス業など）のみ衛生管理者になることができます。試験日程や会場など詳細は安全衛生技術試験協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.exam.or.jp/>)

Q&A なぜなにどうして？



Q:12月に退職する従業員が数名います。退職時には、健康保険証などを会社に返却するように伝えていますが、マイナ保険証の有無によって退職時の回収は変わりますか？

A: 令和7年12月2日以降、すでに発行されている健康保険証は使用できなくなるため、回収は不要となります。但し、資格確認書については、有効期限内の退職であれば、退職時に回収し、資格喪失届に添付する必要があります。

A: 令和7年12月2日以降、すでに発行されている健康保険証は使用できなくなるため、回収は不要となります。但し、資格確認書については、有効期限内の退職であれば、退職時に回収し、資格喪失届に添付する必要があります。

健康保険証	令和7年12月1日までの退職の場合、資格喪失届に添付。 令和7年12月2日以降の退職の場合、回収不要。
資格確認書	有効期限内*1の退職の場合、資格喪失届に添付。
マイナ保険証	回収不要。

*1:協会けんぽの場合、資格確認書には最大5年の有効期限が設けられています。

- ・令和6年12月2日～令和7年11月30日発行
⇒有効期限：令和11年11月30日
- ・令和7年12月1日～令和8年11月30日に発行
⇒有効期限：令和12年11月30日

なお、被保険者の退職だけではなく、被扶養者が就職等により扶養から外れる際も同じ取り扱いとなります。